

令和7年度鶴岡市映画活用による市民食文化活動促進事業補助金交付要綱

募集要領

1 目的及び交付

ユネスコ食文化創造都市として、映画と食を結ぶことにより、食文化の理解促進及び地域活力の向上を図るため、市民が主体となっていく食に関連する映画を上映する事業に対し、補助金を交付します。

2 補助対象者

- ・市内在住の個人
- ・市内に活動拠点があり、構成員の過半数が市内に在住、在勤、又は在学している団体

3 補助対象事業

補助対象事業は以下のすべてに該当する事業です。

- (1) 食文化の理解促進及び地域の活力向上のため、市内で食に関連する映画上映を行う事業
- (2) 一般から広く参加者等を募ること ※関係者だけでの上映会は対象になりません。
- (3) ①食・食文化について市民の誇りや関心を高める事業 もしくは
②本市の食・食文化の発信に資する事業 であること

ただし、上記に関わらず以下の項目に該当する場合、補助対象となりません。

- (1) 特定の政治、宗教、思想活動等に関連した事業
- (2) 特定の主義主張に立脚しており、かつ、本市が支援することにより行政の中立性を損なうおそれがあると判断される事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

4 補助額・補助対象経費

- ・補助率：補助対象経費の2分の1以内
- ・補助上限額：①映画上映のみの場合 5万円
②映画上映に加えて食の提供や食文化を発信するイベントを行う場合 8万円
※1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

【補助対象経費】

- ①映画配給料、②会場使用料、③広告宣伝費、④食材費、⑤消耗品費、⑥印刷製本費、⑦講師謝礼、⑧講師旅費

※食材費は補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とします。

5 交付の回数

同一の補助対象者に対する補助金の交付は、一会計年度につき1回を限りとします

6 交付申請

以下の書類を提出してください。(様式は市のホームページからダウンロードできます)

- ①交付申請書(様式第1号(第3条関係))
- ②事業計画書(様式第2号(第3条関係))
- ③収支予算書(様式第3号(第3条、第13条関係))
- ④上映予定の作品の名称及び概要が分かる資料
- ⑤補助対象者が団体の場合、団体の概要及び構成員が分かる書類

7 実績報告

事業完了の日から起算して30日を経過する日まで、以下の書類を提出してください。
(様式は市のホームページからダウンロードできます)

- ①補助事業等実績(状況)報告書(様式第9号(第11条、第13条関係))
- ②事業報告書(様式第2号(第3条関係))
- ③収支計算書(様式第3号(第3条、第13条関係))
- ④事業の実施状況及び成果を確認することができる写真その他の書類
- ⑤領収書の写し
- ⑥その他市長が必要と認める書類

8 お問合せ及び書類提出先

鶴岡市企画部 食文化創造都市推進課

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9-25

TEL : 0235-35-1185 FAX : 0235-25-2990

E-mail : syokubunka@city.tsuruoka.yamagata.jp

ご不明な点等がございましたら、上記お問合せ先までご連絡をお願いいたします。

申請内容や申請書の記載方法のご相談もお受けしておりますので、ぜひご相談ください。